平成２５年（フ）第１６７号
川崎市多摩区菅北浦２丁目25番14号　メゾン稲田堤102
債務者　臼井　律子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
川崎市高津区二子４丁目16番60号　毛塚ハウス11号
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
川崎市幸区東古市場116番地　市営古市場住宅２―303
債務者　結城　正義
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
川崎市川崎区大島５丁目18番８―301号　アップルコート川崎第２
債務者　小林　一秀
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
川崎市多摩区栗谷２丁目６番10号　第１柏ハイツ202
債務者　山口佐知恵（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
川崎市高津区久本３丁目４番３号　高津寮
債務者　村田　彩乃
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番12―102号
債務者　佐藤清子こと　李　　清子（旧通称阿部清子）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
川崎市宮前区犬蔵１丁目６番65―303号
債務者　高木　健世
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
愛知県豊橋市花園町20番地　201、従前の住所愛知県豊橋市神野新田町字ヘノ割１番地２106
債務者　田中　広子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９１号
愛知県豊橋市談合町116番地　池田アパート102号室、住民票上の住所愛知県豊橋市東田仲の町80番地３
債務者　柴田　高秀
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第５８９号
岡山市北区新屋敷町１丁目10番22号ブランカ新屋敷404
破産者　渡邊　一矢
1　主文　当裁判所が平成25年４月30日午後１時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「岡山市北区新屋敷１丁目10番22号ブランカ新屋敷404」とあるのを「岡山市北区新屋敷町１丁目10番22号ブランカ新屋敷404」と更正する。
2　決定年月日　平成25年５月20日
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１４３０号
千葉市緑区あすみが丘７丁目４番地10　ルミエールＢ―201号
破産者　大平　雅也
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３７号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字名足36番地１
破産者　有限会社角屋商店
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第２７１号
茨城県筑西市玉戸1064番地の16
破産者　平岡金属工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第５０８号
名古屋市名東区神月町1006番地
破産者　有限会社伸栄
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部